

児童虐待防止対策支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業内容 略</p> <p>1 協力体制整備事業 略</p> | <p>第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。 また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>第3 事業内容 下記の1～10までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (1) 趣旨 都道府県は、児童相談所が、地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録する等の方法により地域における協力体制（ネットワーク）（以下「ネットワーク」という。）を整備し、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に資する広報・啓発を行い、子どもの福祉の向上を図るものである。</p> |

改正後

現行

(2) 事業の内容及び実施方法

ア 対象者

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とする。

イ 内容

都道府県は、主任児童委員等に対し児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心とした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。

ウ 実施方法

- ① 児童相談所長は、研修を企画し、実施するものとする。
- ② 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮する。
- ③ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うものとする。
- ④ 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。

なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けるものとする。

エ 人材の登録

- ① 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。
- ② 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図る。
- ③ 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図るものとする。
- ④ 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が出席するものとする。

改正後

2 カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目差した積極的な指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対する指導を行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

イ～ウ 略

現行

2 カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目差した積極的な指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあるとも言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対する指導を行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約を締結して実施すること。

さらに、家族療法事業を実施する場合には、下記イに加え、ウの条件を付加すること。

イ 精神科医等の役割は、以下の通りとする。

(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。

(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。

(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。

ウ 家族療法事業

(ア) 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。

(イ) 児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。

改正後

現行

(3) 略

3 医療的機能強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、専門的技術的助言又は医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子ども等を含む）及び保護者で、児童相談所長が協力医療機関からの専門的技術的助言又は心身の治療が必要と判断した者とする。

② 実施方法

ア 都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。

イ 協力医療機関は、当該対象者に対して的確に診断し、専門的技術的助言又は心身の治療の必要性を判断するものとする。

(ウ) 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。

(エ) 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」(3)に記載の任用資格が必要であること。

(オ) 事業終了後は、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

(3) 留意事項

ア 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。

イ 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。

3 医療的機能強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力病院に指定し、専門的技術的助言又は医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子ども等を含む）及び保護者で、児童相談所長が医療機関からの専門的技術的助言又は心身の治療が必要と判断した者とする。

② 実施方法

ア 都道府県は、地域の医療機関を協力病院に指定し、契約を締結し実施するものとする。

イ 協力病院は、当該対象者に対して的確に診断し、専門的技術的助言又は心身の治療の必要性を判断するものとする。

改正後

現行

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。
- ② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。
 - イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所におけるスーパーバイザー（専門的助言者）の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て実施するものである。
- ② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。
- ② 弁護士等の役割は、以下の通りとする。
 - ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。
 - イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。

5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所におけるスーパーバイザー（専門的助言者）の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て実施するものである。
- ② 学識経験者等の役割は、以下の通りとする。
 - ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

改正後

- イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。
- ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。
- エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防くとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

6 専門性強化事業

(1) 趣旨

地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。)を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。

(2) 事業内容

- ① 専門家養成のための実践的な研修
- ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣
- ③ マニュアル等の作成(改定含む)・配布

(3) 実施方法

- ① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。
- ② マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。
- ③ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。
- ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。

(4) 留意事項

マニュアル等の作成等にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。

現行

- イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。
- ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。
- エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防くとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

6 専門性強化事業

(1) 趣旨

地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。)を作成し、関係機関に配布してその活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。

(2) 事業内容

- ① 専門家養成のための実践的な研修
- ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣
- ③ マニュアル等の作成・配布

(3) 実施方法

- ① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。
- ② マニュアル等の作成は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。
- ③ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案を行った上で作成すること。
- ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。

(4) 留意事項

マニュアル等の作成にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。

改正後

現行

7 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。そのため、地域の医療機関にあってもこうした虐待等の支援を要する子どもの問題に直面する機会も増えている。

このため、都道府県は、こうした医療機関からの要請を受けて、虐待を受けた子ども等に適切に対応する医療機関（以下「協力医療機関」という。）を確保することや、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OB、教員OB、警察官OB、看護師及び心理士などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 協力医療機関の確保
- ② 一時保護対応協力員の配置

(3) 実施方法

- ① 都道府県は、協力医療機関に対して、虐待を受けた子どもの緊急一時保護や一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する乳幼児又は疾病等を有するおそれのある乳幼児等に適切に対応できる医療体制の強化等を図り、地域における緊急一時保護に対し積極的に協力を求めることとする。
- ② 協力医療機関は、児童虐待に関する事例検討委員会等を実施するなどにより、児童虐待の理解に努めることとする。
- ③ 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。
 - ア 個々の保護している子どもについての的確なアセスメントが行えるよう児童指導員等を補助する。
 - イ 個々の保護している子どもの学力に応じた学習指導を行うものとする。

7 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。そのため、地域の医療機関にあってもこうした虐待等の支援を要する子どもの問題に直面する機会も増えている。

このため、都道府県は、こうした医療機関からの要請を受けて、虐待を受けた子ども等に適切に対応する病院（以下「協力病院」という。）を確保するとともに、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OBや教員OBなどによる一時保護対応協力員を配置し、的確な実態把握・評価（アセスメント）を行い、子どもに適切な支援、教育、心理治療を実施し、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 協力病院の確保
- ② 一時保護対応協力員の配置

(3) 実施方法

- ① 都道府県は、協力病院に対して、虐待等に適切に対応できる医療体制の強化を図り、地域における緊急一時保護に対し積極的に協力を求めることとする。
- ② 協力病院は、児童虐待に関する事例検討委員会等を実施し、児童虐待の理解に努めることとする。
- ③ 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次の業務を行うものである。ただし、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。
 - ア 個々の保護している子どもについての的確なアセスメントが行えるよう児童指導員等を補助する。
 - イ 個々の保護している子どもの学力に応じた学習指導を行うものとする。

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>ウ 心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。 エ 夜間休日体制等の充実を図り、混合援助などからくる子どもの間でのトラブルなどの軽減や即時対応体制の強化を図ることとする。 オ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 略</p> | <p>ウ 心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。 エ 夜間休日体制等の充実を図り、混合援助などからくる子どもの間でのトラブルなどの軽減や即時対応体制の強化を図ることとする。</p> <p>(4) 一時保護対応協力員の任用資格 一時保護対応協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。 ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者 ② 教員として従事した経験を有する者 ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者 ④ 児童心理司として従事した経験を有する者 ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者 ⑥ 保育士として子ども及び保護者の指導に従事した経験を有する者 ⑦ 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>(5) 留意事項 ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。 ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (1) 趣旨 都道府県（児童相談所）は、要保護性の高い困難事例に対応していくとともに、住民に身近な市町村における相談体制の整備や民間団体との連携の強化を図っていくことが必要である。 そのため、市町村に対する後方支援の観点から、児童相談所の持っている相談対応や情報提供の援助技術等を市町村に伝播するとともに、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。 (2) 事業内容 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 ・ 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配</p> |

改正後

現行

9 24時間・365日体制強化事業

(1) 趣旨

児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。

② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員、警察官OB等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。

(3)、(4)

略

置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。
 ・ 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、市町村における相談体制の充実を図るものとする。

② 民間団体との連携

都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。

9 24時間・365日体制強化事業

(1) 趣旨

児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。

② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術を有した児童相談所OB職員または民間団体やボランティア活動を通じ相談援助活動経験のある非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。

(3) 24時間・365日体制対応協力員の任用資格

協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者
- ② 教員として従事した経験を有する者
- ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者
- ④ 児童心理司として従事した経験を有する者
- ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
- ⑥ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者

改正後

現行

- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）
- (1) 趣旨
 児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の新たな職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）を実施するもの。
- (2) 事業内容
 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）
- (3) 実施基準
 ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。
 ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員を含む）
 ③ 講義及び演習により行うもの。
 ④ 修業年限は概ね3月以内。
- (4) 研修（講習会）の内容
 研修（講習会）の内容は、以下に定めるもの以上とすること。
 【講義科目】
 児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論
 【演習科目】
 社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習
 ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修（講習会）の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること
- (5) 留意事項
 研修（講習会）の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周

- ⑦ 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者
- (4) 留意事項
 ① 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。
 ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。
- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）
- (1) 趣旨
 児童福祉法の改正により、保健師等の新たな職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）を実施するもの。
- (2) 事業内容
 保健師等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）
- (3) 実施基準
 ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。
 ② 講義及び演習により行うもの。
 ③ 修業年限は概ね3月以内。
- (4) 研修（講習会）の内容
 研修（講習会）の内容は、以下に定めるもの以上とすること。
 【講義科目】
 児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論
 【演習科目】
 社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p data-bbox="277 264 1122 360"><u>知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。</u></p> <p data-bbox="197 427 394 453">第4 国の助成</p> <p data-bbox="255 459 1115 520">国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p> | <p data-bbox="1149 430 1346 456">第4 国の助成</p> <p data-bbox="1173 462 2063 523"><u>1 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p> <p data-bbox="1173 529 2063 590"><u>2 都道府県知事は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ当省に協議しなければならない。</u></p> |

一時保護施設等緊急整備計画の策定について（案）

児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護が増加してきており、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られるほか、幼児と中高生あるいは被虐待児と非行児を同一環境でケアするような事態が生じている。

このような定員不足状態は早急に改善する必要があることから、定員不足等の状態にある一時保護施設を有する自治体に対しては、ハード交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の積極的な活用も含め、遅くとも平成21年度までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」の策定を、昨年度に引き続き求めるものとする。

1. 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

平成19年1月～12月末までの間で、一時保護施設の定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する自治体

2. 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

- (1) 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の取扱いに関し、優先的に取扱う。
- (2) 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める（「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について（交付要綱）」の第7に基づく特例措置）

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には、認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。

（児童保護費等負担金（入所施設措置費））

- (3) 定員を超えて一時保護を行った日数が60日以上の一時保護施設を有する自治体については、下記の①施設整備補助、②事業費補助について、緊急整備計画の策定を条件とする
 - ① 一時保護施設整備の補助（ハード交付金）
 - ② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」「24時間・365日体制強化事業」の2事業

3. 緊急整備計画の策定・提出期限

平成20年3月末日

平成 20 年 度

要保護児童対策模範事業表彰の実施について（案）

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長表彰）

1 目的

各自治体における、児童虐待、非行などの要保護児童対策の一層の向上を図るため、児童相談所及び市町村関係機関（要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう）の行う取組が、先駆的・独創的であり、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような取組を行う団体について表彰を行い、もって児童相談所や市町村における要保護児童対策の向上を図るものである。

2 表彰対象

| | | |
|------------------|---|--------------|
| 児童相談所（中央児童相談所）部門 | } | それぞれについて、若干数 |
| 児童相談所（地域児童相談所）部門 | | |
| 市町村関係機関部門 | | |

3 表彰基準

以下の①～③全てに該当している児童相談所又は市町村関係機関のうち、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市より推薦された団体・機関から、厚生労働省において選考

- ① 平成18年度に開始された、または平成19年度に開始された、先駆的、独創的な取組であること
 - ※ 先駆的、独創的な取組の例については、別添を参照
 - ※ 「平成18年度に開始された取組」も対象としているのは、②の実績及び効果が、取組終了後直ちに表現（評価）できない取組もあると考えられることから、対象とする
- ② ①の取組の「実績」及び「効果」が、数値等で表現（評価）できること
 - ※ 数値的表現（評価）については、別添2を参照
- ③ 次に定める要件の全てを満たしていること
 - 【児童相談所部門の場合】
 - ・ 虐待通告があった際の安全確認を行う時間ルールを「48時間以内」と

定めていること

- ・ 児童福祉法等に定める児童福祉司の配置標準や、児童相談所運営指針に定めるスーパーバイザーの配置標準を満たしていること

【市町村関係機関部門の場合】

- ・ 平成20年4月1日現在において、要保護児童対策地域協議会を設置している市町村であること。
- ・ 平成20年1月以降、実務者会議又は個別ケース検討会議が開かれていること。

4 被表彰団体の推薦

推薦にあたっては、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、児童相談所（中央児童相談所）部門、児童相談所（地域児童相談所）部門、市町村関係機関部門それぞれ各1団体（又は機関）を上限として選定し、後日、正式に送付する様式により、推薦調書を作成し、平成20年4月末日までに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課に提出すること。

なお、当該表彰は取組の数を表彰するものではなく、取組の内容を表彰するものであるため、各団体（又は機関）が推薦する取組の数については、1機関1つの取組を上限とする。

5 表彰式

表彰式は、平成20年6月下旬（予定）に厚生労働省で開催される「全国児童相談所長会議」において、表彰式を行う予定。

また、表彰された取組については、同所長会議において御紹介いただく予定。

先駆的、独創的な取組とは

(児童相談所の場合)

- ・ 性的虐待、心理的虐待に関する取組
- ・ 家族再統合に関する取組
- ・ 非行相談に関する取組
- ・ 管内市町村の支援に関する取組
- ・ 市町村（要保護児童対策地域協議会）と児童相談所の連携に関する取組
- ・ 警察や教育委員会等の関係機関との連携に関する取組 など

について創意工夫がなされ、他の自治体の模範となるような取組をいう

(市町村関係機関の場合)

- ・ 虐待防止機運の醸成に向けた取組
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業に関する取組
- ・ 市町村の児童家庭相談に関する体制や運営（夜間・休日相談など）に関する取組
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営に関する取組
- ・ 教育委員会、警察、民生児童委員、医療機関等の関係機関との連携に関する取組 など

について創意工夫がなされ、他の自治体の模範となるような取組をいう

別 添 2

平成19年度の表彰団体と取組

1 児童相談所部門 1 児童相談所

大阪府中央子ども家庭センター非行ワーキンググループ

○ 取組 . . . 非行相談に関する取組（性加害児童への援助手法の確立）

○ 実績 . . . 性暴力相談ガイドラインの策定（平成19年3月）

・平成19年度（7月末時点）

アセスメント実施 34件

（施設入所事例7件、在宅事例27件）

性暴力を行った子どもは、他者に対して暴力行為を行ったという事実を重く受け止める必要がある一方、実際には、その子ども自身が、過去に不適切な養育環境におかれていたり、暴力を受けていた経過がある場合も少なくないとの認識から、児童福祉に携わる者として、性暴力の相談においても適切な介入や援助を行うことができるよう、性暴力に着目したアセスメントの方策や対応方法についてまとめた指針（ガイドライン）を本年3月に作成した。

ガイドライン作成後の効果としては、①継続指導中の児童においては、自らの加害行為の改善に向けて動機付けが明確になり、内省が出てきている事例がある等再発防止への効果 ②今まで非常に理解が困難であった性加害児童のアセスメントができることにより、指導のポイントが明確になり、本児童相談所のみならず、府内各児童相談所や施設職員のスキルアップにつながった。